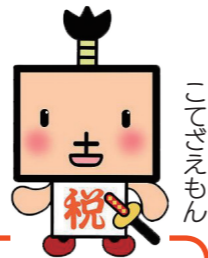


住宅の固定資産税減額制度について

お住まいの住宅の省エネルギー改修やバリアフリー改修を行った場合、固定資産税の減額制度がありますのでご紹介します。

☎ 駅南庁舎固定資産税課 ☎ 0857-20-3424 ☎ 0857-20-3401



住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額

改修工事が完了した年の翌年度について、床面積 120 平方メートル相当分を上限として、家屋の固定資産税の 3 分の 1 を減額します。

1 対象となる家屋

平成 20 年 1 月 1 日以前からある住宅（住居部分の床面積が 2 分の 1 以上で賃貸住宅を除く）

2 対象となる工事

内容 平成 30 年 3 月 31 日までに行われた次の①または②に該当する工事（屋外と接する部分の改修に限る）により、各部位が現行の省エネ基準に新たに適合することとなること。

- ① 窓の断熱改修工事
- ② 上記①と併せて行う床、天井または壁の断熱改修工事

床面積 改修後の床面積が 50 平方メートル以上であること。

費用 補助金などを除く自己負担金が 50 万円を超えること。

3 減額を受けるための手続き

窓口でお渡しする申告書に必要事項を記入し、増改築等工事証明書および工事費用明細書・領収書を添付し、工事完了後 3 カ月以内に申告してください。

※長期優良化リフォームを行った住宅について

平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日に行われた上記の省エネ改修により、長期優良住宅に該当することとなった場合には、工事が完了した年の翌年度について、床面積 120 平方メートル相当分を上限として、家屋の固定資産税の 3 分の 2 を減額します。申請書類に長期優良住宅認定通知書の写しを添付してください。

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額

改修工事が完了した年の翌年度について、床面積 100 平方メートル相当分を上限として、家屋の固定資産税の 3 分の 1 を減額します。

1 対象となる家屋

新築された日から 10 年以上を経過した住宅（住居部分の床面積が 2 分の 1 以上で賃貸住宅を除く）

2 次のいずれかに該当する人が居住していること。

- ① 65 歳以上の人（改修工事完了の年に 65 歳になる人も含む）
- ② 介護保険法の要介護または要支援の認定を受けている人
- ③ 障がいのある人

3 対象となる工事

内容 平成 30 年 3 月 31 日までに行われた次の①～⑧のいずれかに該当する工事

- ① 廊下の拡幅 ② 階段の勾配の緩和 ③ 浴室の改良 ④ トイレの改良
- ⑤ 手すりの取付け ⑥ 床の段差の解消 ⑦ 出入り戸の改良 ⑧ 床表面の滑り止め化

※ホームエレベーター設置工事は除く

床面積 改修後の床面積が 50 平方メートル以上であること。

費用 補助金などを除く自己負担金が 50 万円を超えること。

4 減額を受けるための手続き

窓口でお渡しする申告書に必要事項を記入し、次の①～④の書類を添付し、工事完了後 3 カ月以内に申告してください。

- ① 納税義務者の住民票の写し（※ 1）（申告書にマイナンバーを記入することで省略できます）
 - ② 高齢者などの証明となる書類（※ 2）
 - ・住民票の写し（※ 1）（65 歳以上の人）
 - ・介護保険被保険者証の写し（介護保険法の要介護または要支援の認定を受けている人）
 - ・障がい者手帳などの写し（障がいのある人）
 - ③ 改修工事の内容の証明として、次の a、b のいずれか
 - a 工事費明細書、領収証、改修箇所の平面図、工事前後の写真
 - b 建築士などによる証明（増改築等工事証明書など）
 - ④ 補助金などの給付・交付決定を受けたことを確認できる書類
- ※ 1 住民票の写しは、市内に在住の人は必要ありません。
 ※ 2 対象家屋の所在地と住民票などの住所が異なる場合は、対象家屋に居住されていることを証明できるものを添付してください（郵便物など）。



（注）これら減額措置を受けることができるのは 1 度に限りです。新築住宅・住宅耐震改修の減額措置と重複して受けることはできません。省エネ改修とバリアフリー改修の減額措置は併せて受けられません。また、これらの減額措置は、都市計画税には該当しません。

今月の表紙

「ワーホリ！」体験中



昨年からはまった、本市でのくらしを体験できるプログラム「すごい！鳥取市ワーホリ！」。PR の一環として、台湾出身のタレントでモデルの U（ゆー）さんが、2 日間「ワーホリ！」を体験しました。

体験は、宇倍神社で巫女体験、農作業体験、移住して日替わりで店長をしているカフェオーナーとの交流など内容盛りだくさん！

Uさんは「地元の人といろいろな話を聞きながら体験ができて楽しい。観光ではできない経験でした」と話していました。

9 月 5 日からは「すごい！鳥取市ワーホリ！」第 2 弾として、パワーアップした「お試し体験ツアー」の参加者を募集しています。

ぜひ、県外にお住まいのご親族・友人などにご紹介ください。

◆特設サイト◆

☎ <https://tottori-brotherandsister.jp/>



とっとり市報

2017年10月号 第1086号

目次

今月の表紙・人口・主な連絡先	P2
住宅の固定資産税減額制度について	P3
特集 鳥取砂のルネッサンス 2017	P4-5
特集 北前船寄港地フォーラム in 鳥取	P6-7
シルバー人材センター、@じんけん	P8-9
まちかどアルバム、中核市お知らせコーナー	P10-11
健康・病院	P12-13
ピックアップインフォメーション	P14-17
市民政策コメント（中心市街地活性化基本計画）	P14
ハロウィンジャンボ宝くじ、指定管理者の募集	P15
インフルエンザ予防接種、将来の医療を考えよう	P16
万葉のふる里こくふまつり、10月の番組ガイド など	P17
情報ひろば	P18-28
福祉・お知らせ	P18-
募集	P20-
鳥取市で頑張る企業を紹介します、学校給食レシピ	P24
ボランティア・市民活動センター、図書館だより	P25
にこにこデー、市民伝言板	P26
公立鳥取環境大学情報、市民文化祭	P27
ゲイナーレホームゲーム、消費者トラブル講座 など	P28
無料相談	P28-29
各施設のイベント情報	P30-31
10月のカレンダー、読者プレゼント	P32

PUBLIC INFORMATION

とっとり市報 No.1086

鳥取市の人口

男 : 91,612人 [- 8]

女 : 98,504人 [- 50]

合計 : 190,116人 [- 58]

世帯数 : 79,734 [+ 15]

平成29年9月1日現在 [] 内は前月比

防災行政無線の内容は電話で確認できます

防災行政無線の放送内容が聞き取れなかったときなど、放送内容の確認をしたいときは、「防災行政無線放送内容確認ダイヤル」へお電話ください。
 ※本庁舎から一斉放送したものに限りです。

TEL **0857-21-6100**

鳥取市役所

TEL 0857-22-8111(代)

FAX 0857-20-3040

〒680-8571

（郵便物は郵便番号と課名のみで届きます）

本庁舎 尚徳町116番地

第二庁舎 上魚町39番地

駅南庁舎 富安二丁目138番地4

鳥取市ホームページ

☎ <http://www.city.tottori.lg.jp/>

音声読み上げなどの支援機能があります

携帯電話対応ホームページ

☎ <http://www.city.tottori.lg.jp/mobile/>

電子メール

MAIL kouhou@city.tottori.lg.jp

各総合支所

国府 TEL 0857-39-0555

☎ 0857-27-3064

福部 TEL 0857-75-2811

FAX 0857-74-3714

河原 TEL 0858-76-3111

☎ 0858-85-0672

用瀬 TEL 0858-87-2111

FAX 0858-87-2270

佐治 TEL 0858-88-0211

FAX 0858-89-1552

気高 TEL 0857-82-0011

FAX 0857-82-1067

鹿野 TEL 0857-84-2011

☎ 0857-84-2598

青谷 TEL 0857-85-0011

FAX 0857-85-1049

お持ち帰り用の市報を、地区公民館などに設置しております。どうぞご利用ください。